

# 江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年 8 月  
江戸川区教育委員会

## 1 趣旨

子どもたちを取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、学校の役割が拡大し多くの教育職員が長時間勤務を行っている実態が明らかとなっている。これを受け、江戸川区教育委員会（以下、「区教育委員会」という。）では、子どもたちの豊かな学びと成長を支える質の高い学校教育の維持向上のため、平成 30 年 10 月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教育職員の長時間勤務是正に向けた取組みを進めているところである。

文部科学省は、平成 31 年 1 月に「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務への対応を視野に入れ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定した。ガイドラインでは、服務監督権者である各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること、及びその実施状況を把握した上で必要な取組み、検証を行うことを求めている。

については、区教育委員会は、文部科学省のガイドラインを踏まえて「江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定し、「超勤 4 項目」以外の業務を含めた勤務時間についての原則を示すとともに、「学校における働き方改革プラン」と併せた取組みを一層促進し、当面の目標である「いわゆる過労死ライン」を超える教育職員の解消と、更なる業務の適正化や勤務環境の改善を進めていくものである。

## 2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、区立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない一般事務、栄養士、調理、用務については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36 協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3 勤務時間の上限の目安

### （1）本方針において対象となる勤務時間の考え方

教育職員の長時間勤務の実態を踏まえ、適切な「勤務時間」の管理のため、労働基準

法、労働安全衛生法、及び条例、規則等では対象とならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

#### (2) 在校等時間

「在校等時間」とは、在校時間に校外での勤務の時間（職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間）を加えた時間から、休憩時間及び業務外の時間（校内において自発的に行う自己研鑽等の時間）を除いた時間とする。

#### (3) 上限の目安時間

1か月の在校等時間の総時間から「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（東京都条例）」（以下、「条例」という。）等で定められた「正規の勤務時間」の総時間を減じた時間（以下、「定時外在校等時間」という。）が、45時間を超えないようにすること。

1年間の定時外在校等時間が、360時間を超えないようにすること。

#### (4) 特例的な扱い

上記(3)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、次のとおりとする。

1年間の定時外在校等時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の定時外在校等時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

1か月の定時外在校等時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の定時外在校等時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

### 4 在校等時間の把握

校長は、教育職員の在校等時間を出退勤管理システム及び本人の自己申告等を踏まえて可能な限り客観的な方法により適切に計測、管理すること。

また、区教育委員会は各学校の教育職員の在校等時間を把握すること。

### 5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

区教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等に係る労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、定時外在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導を実施すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること、教育職員の心身の健康問題についての相談窓口を設置すること等に留意しなければならないこと。

## 6 本方針の実施に向けた管理等の態様

本方針は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として実施され、他の長時間勤務是正の方策と併せて取り組まれるものであること。

決して、学校や教育職員等に上限の目安時間の遵守のみを求め、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

## 7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、区教育委員会及び校長は、学校における働き方改革の取り組みを一層促進し、質の高い学校教育の維持向上に向け、保護者や地域への丁寧な周知・説明に努めていく。